

## 第七回 「昭和史」を読む

前回は西田幾多郎「世界新秩序の原理」でした。そこから進めて、『占領下日本』や『戦後日本の「独立」』などで、昭和史論者がどのように昭和の精神史をとらえているか、そこをお話ししました。質問に司馬遼太郎の「魔法の杖」もありましたので、今回は昭和史のキーワードを検証したいと思います。

### (ポツダム宣言第六項)

ポツダム宣言について、実はその第六項を客観的に解説した著作は見当たりません。

「日本国民を欺瞞し、之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及勢力は、永久に除去せられざるべからず」

この「世界征服」を、連合国とくに米国がどのようにとらえていたか。これは第一回で述べました。ひと言で表現すると「八紘一字」の思想です。そして彼らはそれが教育勅語の「之を中外に施して悖らず」に表れていると、文書に残しています。これらについて、今日の昭和史論者はどのように語っているでしょうか。

竹内修司『幻の終戦工作』（文春新書）は終戦に至る経緯を、スイスにいた各国要人などのやり取りを通して、実にリアルに描いています。そしてポツダム宣言の受諾まで、どんな情報が交わされたのか、克明に記しています。しかしここでもポツダム宣言第六項について、その文面の詳細は検証されていません。あるのは「六、軍国主義者の追放」（一九五頁）のみです。あとはやはり、国体護持が中心となっています。

さて、『占領下日本』の第一章は「日本は「無条件降伏」したか」というタイトルです。ポツダム宣言の第六項はあるでしょうか。

半藤「六条が国体の変更」（二九頁）

これのみです。いま宣言の第六項を全文引用してみます。読みやすく読点を入れます。

「吾等は無責任なる軍国主義が世界より駆逐されるに至る迄は平和、安全及正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て、日本国民を欺瞞し、之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及勢力は、永久に除去せられざるべからず」

ではその「国体の変更」とはどういうことでしょうか。半藤一利『昭和史 戦後篇』「ポツダム宣言は無条件降伏か？」（平凡社ライブラリー）を参考に見てみます。第六項については次のように語っています。

「読むとなんだかよくわかりませんが、簡単に言うと、国民をだまして世界を征服しようとした奴らは許さない、ということです。ただ、この「権力及勢力」が天皇制のことだとすると、それを許さないということは、日本の国柄、国体を変更するぞと言っているともとれるのです」（二〇五頁）

この見解は著者独自のものかと思えます。というのは、GHQの日本占領を見れば、公職追放令がもつとわかりやすい例ですが、やはりこの第六項は軍国主義者の追放です。またポツダム宣言に関しては、国会図書館に「ポツダム宣言受諾に関し瑞西、瑞典を介し連合国側に申し入れ関係」という記録が保存されています。そこに第六項の解釈があります。要約して引用します。

「本項の「権力」が畏くも天皇を包含するか否か、「勢力」が政党その他政治団体、思想団体、軍需企業家、財閥等らも包含するか、その範囲は不明確なり。

ただ字句から判断すると、本項は戦争責任者、war responsible の意味における戦争犯罪人（国際法上の戦時犯罪人と区別を要す）の処罰を狙いとするものと解せられも、敵側は将来の立場を考えて、意識的に本項の如き漠然たる表現を用いたるものと解するを妥当とすべし」

たしかに受諾前の段階では、「権力及勢力」について疑問を持っています。ただ結果としては、漠然とした意味の戦争責任者や戦争犯罪人の処罰だと判断していたことが読み取れます。

ただし問題は「世界征服」です。world conquest と明確に記されていますが、これについては『昭和史 戦後篇』も国会図書館の史料も、ひと言もありません。他の昭和史本においても、この「世界征服」が何を根拠としたものか、検証したものは見たことがありません。もし存在するとすれば、教育勅語「中外」の曲解が、すでに検証されていたはず

#### （神道指令）

GHQの占領が始まって、多くの指令が発せられました。その一つが昭和二十年十二月十五日の神道指令です。担当した民間情報教育局長のダイク代将は、「これで総司令部の出すべき重要指令は、大体終った」（『岸本英夫集』第五卷「嵐の中の神社神道」八二頁）と述べています。また担当課長だったバンスは「ケン・ダイクの在任中に行った政策では、神道指令が最高だったと、彼自身、後になって言っていました」（竹前栄治『日本占領』二〇五頁）と語っています。

その神道指令を、昭和史論者はどう見ているのでしょうか。『占領下日本』から引用します。

松本 「人間宣言」の前にも、いわゆる「神道指令」というのが出ているでしょう。

昭和二十年十二月十五日に。（略）

竹内 しかし、その「神道指令」が今の靖国神社問題までずつつながっている。

たいへん重要なコメントですが、座談会の話題はすり替わります。したがって、神道指令にある「国家神道」や「日本の支配を他の国や民族に及ぼす」というような文言の検証はなされていません。ダイク局長が「総司令部の出すべき重要指令」で「最高だった」と

述べた神道指令だったのに、というしかありません。

そこで、確認のために保阪正康『昭和史入門』（文春新書）です。同書にはGHQ占領期の重要な年表の記載があります（一〇六頁）。

昭和二十年十月　　GHQの人権指令

昭和二十一年一月　　天皇の人間宣言

同年十一月　　日本国憲法公布

ここにも神道指令はありません。さらに半藤一利『昭和史 戦後篇』です。

「そうしたなかで十二月十五日、GHQは最後の指令を出してきます。いわゆる国家神道の全否定です」

ここでも「国家神道」や「日本の支配を他の国や民族に及ぼす」の検証はありません。また同書にある巻末の関連年表にも神道指令は記載がありません。また半藤一利『日本国憲法の二〇〇日』にも「神道指令の章」があります。しかし『昭和史 戦後篇』同様、特筆すべきことは何も記されていません。それどころか、「人間宣言」の詔書にでてくる「現人神」という言葉を存じていない閣僚があったらしい（一九六頁）と語っています。しかし「人間宣言」に「現人神」はありません。「現御神」です。

神道指令が今日の靖国神社問題につながっていることは、『占領下日本』のコメントの通りです。そのことは第二回「靖国神社と教育勅語」に詳しく述べました。しかし昭和史の論者にはあまり関心は高くないようです。靖国神社問題が、心情論のみのやり取りで、一向に先が見えないのは、やむを得ないと思います。

### （国家神道）

国家神道については様々な著作と見解があります。しかしこれまで教育勅語をその聖典として徹底分析されなかったのはなぜでしょうか。国家神道論の代表的なものをあげてみます。

村上重良『国家神道』岩波新書、一九七〇年

新田均『「現人神」「国家神道」という幻想』PHP研究所、二〇〇三年

阪本是丸『近代の神社神道』弘文堂、二〇〇五年

葦津珍彦『新版 国家神道とは何だったのか』神社新報社、二〇〇六年（旧版一九八七年）

島藺進『国家神道と日本人』岩波新書、二〇一〇年

参考―拙著『日米の錯誤・神道指令』V2ソリューション、二〇一一年

村上本は永いこと国家神道のバイブルように読まれてきたといつてよいと思います。しかしそもそも国家神道を特定した神道指令の条文の分析、あるいは関連するGHQ文書の引用がありません。岸本英夫などを参考に書いたと思われるが、教育勅語の曲解説明はなく、史実との整合性がありません。

「国家神道は、二十数年前まで、われわれ日本国民を支配していた国家宗教であり、宗教

的政治的制度であった。明治維新から太平洋戦争の敗戦にいたる約八〇年間、国家神道は、日本の宗教はもとより、国民の生活意識のすみずみにいたるまで、広く深い影響を及ぼした」（まえがき）

次は『岸本英夫集 第五卷』からです。

「そしてかようないわゆる国家神道は単なる宗教ではないとして、キリスト教や仏教と区別され、国民はめいめいの信仰のいかんに拘らず神社には崇敬の誠をつくすべきものとされたのである。この状態は明治維新からこの度の終戦まで約八十年間続いた」（一一二頁）

村上本はGHQの見解を鵜呑みにした岸本英夫の受け売りです。これはGHQのスタックだったウッダードの『天皇と神道』（一九八八年サイマル出版会）などと突き合わせると、その捏造がわかります。GHQが問題にした期間は一九三〇年代および一九四〇年代初期に限定しています。村上本は「津地鎮祭訴訟」の一九七一年名古屋高裁判決において証拠文献として採用されました。しかし当時この捏造を見破る人はいませんでした。そして高裁判決は違憲判断でした。最高裁では合憲とされましたが、この捏造本は版を重ねて今日に至っています。同書については、拙著『日米の錯誤・神道指令』において詳細に批判しました。

新田本は、現人神と国家神道の解明に挑戦したという意味では価値があると思います。ただ「現人神」「国家神道」といった言葉をめぐるイメージが「幻想」にすぎないことをはつきりさせ、（四頁）と記しているように、これらに対する結論は「幻想」です。「幻想」とする前に、文献上の緻密な検証が必要かと思われませんが、それが不足しています。まず第一に「現人神」です。「人間宣言」は「現御神」を用いています。これは第三回でその詳細を述べました。「人間宣言」に深く関与した木下道雄は、「天皇＝現人神」は即位の宣命を誤って解釈したことに原因があると『宮中見聞録』に述べています。即位の宣命ですから、現御神を引用した、ということですから。しかし新田本では「この木下の修正が認められて、「人間宣言」の文言は「天皇を以て現御神とし」となったわけだが、当時、「神の子孫」と「現人神」の間に意味の差がなかったとすれば、この修正の意図は理解できない」（二八頁）と語っています。これは著者自身が「人間宣言」を正しく解釈できていない証拠です。これで「現人神」を論じるには、少々無理があると言わざるを得ません。

また「戦争との関係に焦点を絞れば、「国家神道」とはまさしく「浄土真宗」のことである」（二四四頁）と記していますが、これではGHQがなぜ、あえて、神道指令で国家と神道を分離せしめたのか、わからなくなります。D・C・ホルトムや加藤玄智の研究は流石ですが、ダイクやバンス、そしてドノヴァンらの教育勅語観から日本人の曲解を分析した形跡はありません。国家神道の「聖典」とされた教育勅語解釈の検証を、なぜ行わないのか、不思議です。

ただ冒頭で、「この分野の全体的研究水準は誰もが納得できる別の答えを提示できる段

階には到達していない」(四頁)としています。将来に含みを持たせたように見えますが、「幻想」と言い切ったのは如何かと思えます。

阪本本は、近代の神社神道を知る上で大変貴重です。この第四章が「国家神道とは何だったのか」です。ただこれも重要なGHQ文書の引用がなく、ダイクの教育勅語観から日本人の曲解を分析するまでには至っていません。また神道指令の条文分析もありません。「十五年ニ於テ、早ヤ既ニ宗教ノ神道、国家神道ト云フモノハ明カニ分ツテ居ツタケレドモ」(二二九頁)

これを明治四十四年二月の帝国議会における小田貫一の発言だと引用しています。しかし国会図書館の「帝国議会議録」では、「第二十四回帝国議会議院 神職養成部国庫補助ニ関スル建議案委員會議録(速記) 第二回」とあり、小田貫一議員の発言は、明治四十一年三月二日となっています。

「この小田の発言にある国家神道が、神道指令のいう国家神道の定義とほぼ一致することは自明であろう」(一四〇頁)

日付のことはともかくとしても、この国家神道に世界征服はありません。したがって、GHQ神道指令にいう国家神道の定義にはあてはまりません。

「教育勅語や天皇現御神、あるいは神国思想を「国家神道」の独占物のようにいいだてる者もあるが、それはむしろ在野・民間から評価されたり、唱えられたりしたものである」(二七八頁)

戦時中の米国やGHQスタッフの文言からして、彼らが文部省「国体の本義」や政治家そして軍人の言説から「国家神道」の教義を読んでいたことは『続・現代史資料』等に掲載されています。阪本本もGHQ文書の分析が少なく、GHQが神道指令に述べた「日本の支配を多民族他国家に及ぼす」という信仰理論などにはまったく言及がありません。神道指令の条文の根拠を探索する、そのことが行われない理由は、未だに理解できません。

ただ阪本本は、これまでの政教関係裁判の判決を批判した点では高い評価が必要です。拙著『日米の錯誤・神道指令』にも述べましたが、我が国の政教関係裁判の判決はまるで根拠がありません。阪本本はそのことについて、的確に批判していると思います。

葦津本は、一言でいえば、国家神道は神道に存在しない、というものでした。葦津は次のように述べています。

「「国家神道」とは、明治以来の国家と神社との間に存した法制度であって(その法の思想をふくむとしてもいいが)それは「非宗教」の一般国民精神とも称すべきものであった」(一六〇頁)

ただ、残念なことに、「本書では「国家神道」なる語の概念を、指令いらいの公式用語を基礎として論ずる」(同九頁)と記していますが、神道指令にある「日本の支配を多民族他国家に及ぼす」という信仰理論、やはりこれにはまったく言及がありません。戦前の神

社行政を知るには大変貴重な本ですが、最も重要な「日本の世界征服思想」は解明されませんでした。

島蘭本は、いわば村上本の末裔です。国家神道は神道指令が定めたものですが、それを狭義の国家神道概念だとしています。狭義か広義かは別として、神道指令の国家神道をまず追究すべきだと思いますが、それはなされていません。あくまで独自に国家神道を定義したいようです。

また現人神について、木下道雄のいう即位の宣命に関する解釈の検証はありません。そして重要なGHQ文書の引用・分析もありません。したがって教育勅語の曲解に関する検討もまったくされていません。それどころか、(之ヲ古今ニ通ジテ謬ラズ之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ)について、「それは日本という限定された範囲を超え、普遍性をもつものだ、とも主張されている」(二三八頁)と曲解の上塗りをしています。

「第二次世界大戦後に日常的季節的な皇室祭祀がほぼそのまま継続されたことにより、神界や皇室崇敬の篤い人々にとっては国家神道の聖なる時間と空間の恒常的実感が保持されたと言ってよいだろう」(一九二頁)

国家神道がまだ生きているというのは、教育勅語の曲解が正されていないという事実から言えることです。したがって皇室祭祀が継続されたことにより、「国家神道の聖なる時間と空間の恒常的実感が保持された」とは、理解に苦しむ表現であり、歴史の事実からも検証できません。

ほかに国家神道論は様々出版されています。靖国神社がらみで国家神道を論じているものも少なくありません。しかし、神道指令を発したGHQのダイクその他のコメント、そして国家神道の「聖典」とされた教育勅語の曲解を丁寧を検証しなければ、学術的な、何人にも検証可能な国家神道論にはなりえないと思います。

そもそも連合国、とくに米国での教育勅語研究があまり話題にされませんでした。また明治以来の教育勅語解釈を疑わなかったことが、その原因の一つだと思います。繰り返して示しましたように、ポツダム宣言第六項、神道指令、公職追放令などにある「世界征服思想」を考慮すると、米国がその表現を教育勅語に読んだことは彼らの著述に明らかです。

竹前栄治『日本占領 GHQ高官の証言』(中央公論社、昭和六十三年、付録、三〇五頁)  
W・K・バンス

「ことに神道の宣伝が、「古事記」の神話を用い、日本の使命は国を全世界に広げようという根本ができたからである。例えば、皇室は天照大神から続いた現人神にあらせられる、また国民は神道の神々の子孫であり、「八紘一宇」の主義を宣伝し、各国は兄弟とならねばならないといったが、その真の意味は日本を中心とする世界征服にあった。かように、神道の教えで軍国主義を宣伝し、政府はそれを罰せず逆利用した。それでわれわれから

みると、日本軍国主義は昔の神道の教義から作り上げられたものと思われるのである」

連合国、そのなかでも米国は教育勅語の影響力を最重要視していました。そして日本人の世界征服思想の基礎には教育勅語があり、それが「国家神道」の聖典として機能したと考えられたのです。

教育勅語の「之を中外に施して悖らず」が世界征服思想の表現だと断定されました。このことはCIE局長・ダイク代将の「之を中外に施してもとらず」を「誤り伝えた」という発言や、右の宗教担当課長・バンスの神道に関する言葉で証明されるでしょう。そしてGHQ・ドノヴァンの表現にもはっきり表れています。ただしこのバンスの発言は、GHQのいう「国家神道」についてのものであって、むしろ個人の信仰としての神道は対象としていないというのが彼らの建前でした。

GHQのいう国家神道は、日本人による教育勅語の曲解を鵜呑みにして考えられた概念です。したがって日本国憲法第二十条などは誤解の上に制定された条項だといってよいと思います。

これまで我が国では神社行政史から国家神道が論じられてきました。しかし国家神道とはGHQ神道指令の定義です。その教義には「日本の支配を他国に及ぼす」「世界征服思想」があるとされました。当然のことながら神道にそれらは存在しません。GHQ文書を分析し、教育勅語「中外」の曲解と「斯の道」の変遷を検証しない限り、国家神道は特定できないと思います。我が国において国家神道が未だに論者の主観でしか論じられていないのは、これらの作業を怠ってきた結果であると考えられます。

さらに言えば、政治学の専門家にも国家神道という用語は慎重に扱われていないようです。たとえば五百旗頭真『米国の日本占領政策 下』です。グルーのシカゴ演説に触れ、「さらにグルーは、日本の国家神道の問題にふれ、・・・(三七頁)と記していますが、原文に Shinto はありません。重要な歴史用語としての国家神道ととらえていません。」

#### (「人間宣言」)

さて、いわゆる「人間宣言」です。その「現御神」の部分です。

「朕と爾等国民との間の紐帯は、終始相互の信頼と敬愛とに依りて結ばれ、単なる神話と伝説とに依りて生ぜるものに非ず。天皇を以て現御神とし、且日本国民を以て他の民族に優越せる民族にして、延て世界を支配すべき運命を有すとの架空なる観念に基くものにも非ず」

これを昭和史の論者はどうとらえているでしょうか。『占領下日本』(九〇頁)からです。

保阪 この「架空なる観念」が、アメリカ人は驚いたところだったのでないでしょうか。

松本 まあ、日本では現神とか現人神とっていたわけです。アメリカ人にとつ

てみれば、神とは架空の観念ですから。

竹内　しかし日本人が驚かなかったというのは、面白いですね。そのこと自体が驚きですね。

半藤　驚きですよ。今になると。

竹内　日本にとって天皇が神だなんて建前だ、と当たり前前に思っていたのかなあ。  
半藤　そうですね。誰でも神でないことは知っていたよ、とね。

「人間宣言」の現御神の部分は、木下道雄『宮中見聞録』にある通り、即位の宣命などを誤って解釈したものである、そう書いてあることは第三回「人間宣言」と即位の宣命」で述べました。しかしこの座談記録に、木下道雄の見解はひと言も出てきません。「人間宣言」に深く関与した木下道雄を、なぜ無視するのか、理由は解りません。

また半藤一利『昭和史 戦後篇』からです。「人間宣言」のさきほどの部分について。

「いっぺん読んだだけでは、何を言ってるんだかさっぱりわかりませんが、要するに、天皇陛下は神ではない、日本民族が世界に冠たる優秀民族であり世界を支配する資格をもっているというのも嘘である、ということですよ」（一四二頁）

ここでも「天皇は神」あるいは「日本民族が世界に冠たる優秀民族であり世界を支配する」とはどういうことだったのか、検証されていません。木下道雄の即位の宣命云々もありません。そして保阪正康『昭和史入門』です。

「私を見るところ、「人間宣言」というその言い方が誤解を与えるのであって、正式には〈天皇の民主主義宣言〉と評するべきである。このことをもう少し歴史的にわかりやすく表現するならば、天皇は戦前の〈天皇制下の軍事主導体制〉を捨てさせて、戦後は〈天皇制下の民主主義体制〉へ身を寄せていったとの見方ができるのではないかと、私には思えるのである」（二一八頁）

やはり即位の宣命はおろか、少なくとも戦前の「天皇は神」あるいは「日本民族が世界に冠たる優秀民族であり世界を支配する」との文言が何だったのか、その検証はありません。

#### （公職追放令）

公職追放令についても、その令文にある「世界征服」については、まったく検証されることはありませんでした。「世界征服」は神道指令や「人間宣言」にも、その表現はやや異なるものの、共通しています。日本の「世界征服」はまったく解明されないまま今日に至っている、これが昭和の精神史の現状だろうと思います。



## 【質疑応答】

問1 司馬良太郎の「魔法の杖」のお話はありませんでした。あれは結局どういうことだったのでしょうか。

回答 「魔法の杖」というフレーズ。これもかつてNHKで放送され、いまは『昭和』という国家』（日本放送協会、一九九八年）にまとめられています。

「日本という国の森に、大正末年、昭和元年ぐらいから敗戦まで、魔法使いが杖をポンとたたいたのではないのでしょうか。その森全体を魔法の森にしてしまった。発想された政策、戦略、あるいは国内の締めつけ、これらは全部変な、いびつなものでした」（五頁）

そうして司馬遼太郎は明治から江戸時代へと話を移します。さらに話は教育勅語に戻ります。語られるのは教育勅語の草案作成に深く関与した元田永孚です。

「ですから、教育勅語は朱子学そのものであります」

むろん当時のことですから、教育勅語の草稿には儒教的な文言が多く出てきます。しかし朱子学云々はわかりません。少なくとも草案作成の中心人物だった井上毅の史料に、朱子学云々で注目すべきものは見当たりません。また教育勅語に関して、井上毅の話は一つも出てきません。

「昭和前期―そう勝手に名前を付けていますが―の二十年間は、日本の歴史の中でもちよつと異様だった時代であり、そこには、あるいは別の国だったかもしれないと思わせる、複雑な精神構造があります」（五九頁）

確かに神憑りの表現や、論理の飛躍が目立ちますから、昭和前期の複雑な精神構造というのはその通りだと思います。

「そこにひとつの伝統的な徳目だった、江戸期二百七十年間学び続けた朱子学が、教育勅語の形になって浮上した。伝統というほかはないのですが、配合の違いとかアクセントの違いがあったのでしょうか、昭和前期の国家の精神構造の中で重要な部分を占めていきます」（同）

司馬遼太郎の教育勅語も「徳目」のみです。井上毅や元田永孚らの教育勅語がなぜ曲解されたのか。そこには至っていません。そもそもその曲解に思いが及んでいません。それゆえ司馬遼太郎は、昭和前期の精神構造解明に限界を感じ、「魔法の杖」で自らの思考停止を覆うしかなかったのではないか、そう思います。司馬遼太郎が昭和を書かなかった理由も、そこにあるのではないのでしょうか。

教育勅語「中外」の曲解と八紘一字を考えると、明治・大正・昭和前期の、歴史の不連続どころか、ありありと時代精神の連続性が見えてきます。今日の昭和史論者も、この視点を欠いているため、昭和戦前は批判の対象でしかなく、精神史の検証で有効なものは見当たりません。

**問2** 昭和戦前の精神史と教育勅語の曲解。しかしなぜ今日までそれが検証されなかったのでしょうか。

**回答** なんといっても詔勅研究の衰退だろうと思います。教育勅語に関する書物で、「中外」の曲解を採り上げたのは拙著『繙読「教育勅語」』が初めてで、これ以外にはありません。そのことが国家神道に関連しているとわかって『国家神道は生きている』を書きました。教育勅語の曲解が是正されていないので、生きている、というタイトルにしたわけです。その後、そのことが靖国神社問題や政教関係裁判に関係していることから、神道指令を調べました。それを書いたのが『日米の錯誤・神道指令』です。

「中外」という言葉は、『続日本後紀』―「仁明天皇紀」ですが―などに用いられています。「宜しく中外に告げて、此の意を知らしめよ」これがその代表的な例です。文脈から「外国」は関係がありません。むしろ「国の内外」に近い用例もないわけではありません。ただ文脈あるいは歴史の事実から判断すると、圧倒的に「宮廷の内外」「中央と地方」「朝廷と民間」です。古い詔勅を研究すれば、我が国における「中外」の語義がわかってきます。しかし詔勅そのものの研究が衰退していますから、教育勅語の解釈も検証されません。最近の教育勅語関連本に、「仁明天皇紀」などはまったく出てきません。

**問3** 現在でも教育勅語を支持する人たちは少なくないように思います。しかし「中外」の解釈に誤りがあったなど聞いたことがあります。なぜでしょうか。

**回答** 現在、論壇の大御所と言われている方々の教育勅語解釈も、井上哲次郎以来の誤った伝統的解釈を採用しています。元田永宇や井上毅の史料を基礎にすれば、そうではないことがわかりますが、現実はそうなっていません。

最近では、たとえば渡部昇一監修『国民の修身』（産経新聞出版、二〇一二年）です。教育勅語の大意として次のように解釈しています。

「またこの道は古（いにしえ）も今も変わりがなく、どこでも行われるものであることを仰せられてあります」（一九七頁）

そして教育勅語について、以下の通り説明しています。

「今日には今日にふさわしい道徳教育が行われるべきであるが、教育勅語の徳目は時代や場所を越えて普遍・不変の価値があるし、そこに示された徳目を目指して修身に心がけることは、普遍・不変の価値があると思う」（一九九頁）

つまり語っているのは「徳目」のみです。「しらす」という意義の「君治の徳」はありません。これで「普遍・不変」となります。「中外」を「国の内外」と曲解している証拠です。

さらに石原慎太郎『新・墮落論』（新潮新書、二〇一一年）です。

「古今に通じる、国内だけでなく外国においても間違いない道です」（二〇八頁）  
ほとんどオウソウの放ちあい状態、これが現状です。